

## 犯罪者の置去り物件の取扱いについて

平成15年9月11日  
例規(会・刑)第26号  
警察本部長

[沿革] 平成19年11月例規(会)第87号

各部長・参事官・所属長

見出しのことについては、次のとおり定めることとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、犯罪者の置去物件の取扱について(昭和33年例規(会)第818号、(捜一)第2194号)については、廃止する。

### 記

#### 1 趣旨

犯罪者の置去り物件は、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第221条の規定により領置する場合でも、遺失物法(平成18年法律第73号)及び民法(明治29年法律第89号)に基づく拾得者の権利を損なわないように取り扱うものとする。

#### 2 取扱い方法

- (1) 署長は、犯罪者が置き去ったと認められる物件を、拾得した者から提出された場合には、これを直ちに刑事訴訟法の手続により取り扱うことなく、いったん遺失物法の手続によって受理するものとする。ただし、刑法(明治40年法律第45号)第19条の規定により没収する物件を除く。
- (2) 前記(1)の物件を刑事訴訟法の手続により取り扱う場合には、その物件の保管者となっている署長から提出を受けて処理するものとする。また、その後犯罪と無関係であることが判明した場合には、直ちに提出者である署長に還付し、遺失物法による手続により取り扱うものとする。
- (3) 遺失物法の手続によって受理した物件が、その後、犯罪者の置去り物件であることが明らかになり、刑事訴訟法の手続により取り扱うこととなった場合には、その物件の保管者となっている署長から提出を受けて処理するものとする。
- (4) 刑事訴訟法の手続により取り扱っている物件を、被害者に返還する場合は、直接被害者に還付せず、拾得物件の処置を行うべき署長に還付した後、遺失物法の手続により、これを被害者に返還するものとする。
- (5) 刑事訴訟法の手続により取り扱った後に、被疑者が判明して立件送致する場合には、保管者である署長の任意提出書、司法警察員の領置調書(甲)、当該物件を領置するまでの経緯を明らかにした捜査報告書及び公信力を高めるために拾得物件控書の写し1部を添付するものとする。